

質疑回答書

保育業務支援システム導入・サービス提供業務に係るプロポーザルについて寄せられた質問に下記の通り回答します。

番号	質問	回答
1	実施要領 3.予算上限額 令和6年度分の「初期費用」及び「システム利用料」については、それぞれの上限金額以下の提案ではない場合、失格となるという認識でよろしいでしょうか。	その認識で問題ありません。
2	11.企画提案について (5)プレゼンテーションの実施 スクリーンについてご準備いただけるとのこと、ありがとうございます。 スクリーン以外にも、貴市のHDMIケーブルが接続可能なプロジェクター及びHDMIケーブル、電源についてもお借りすることは可能でしょうか。	本市でスクリーン以外の機材（プロジェクター及びHDMIケーブル、延長コード）についてもご用意します。
3	16.情報の公表等について 『個人情報及び法人等に関する情報で当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することが明らかに認められるものについてはこれらの限りではない。』とありますが、公開請求があった際の情報公開範囲については、貴市と開示対象となる事業者にて協議が行われた上で最終決定されるという認識でよろしいでしょうか。	大和市情報公開条例に定める行政文書の公開請求があった場合の情報公開範囲における『個人情報及び法人等に関する情報で当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する』か否かについては、内容に応じて事業者の意見を徴取しますが、最終的には本市において決定します。
4	1.実施要領（ページ8、18その他、※3つ目） 提出書類には機密情報が含まれておりますので、情報公開請求があった場合は事前に公開部分について参加者に確認があるという認識でよろしいでしょうか。	
5	仕様書 4.運用保守 (2) ヘルプデスク カ 『ヘルプデスクで受け付けた内容とその対応結果について、速やかに報告書を提出すること』とありますが、実態として各施設から一般的な操作方法に関する問い合わせがあった際に、毎回報告書を提出するような対応は保育課様にとっても不要かと考えております。そのため、貴市全体に大きな影響があると想定されるような問い合わせがあった場合にのみ、電話やメール等を利用して保育課様に共有させていただくような対応で本要件を満たすと考えてよろしいでしょうか。	導入当初においては、各施設からの一般的な操作方法に関する問い合わせに限らず、ヘルプデスクへの問い合わせ全般をほいく課で把握する必要があるため、基本的に報告書を提出していただきます。その後、稼働が安定的に行われていると市が判断した場合においては、両方で基準を定めて大きな影響が想定されるもののみの報告とすることも検討していきます。
6	4.運用保守 (4) 障害対応 イ 当システムにおいては、万が一障害が発生した際には、対応完了後に原因や対策等を一斉周知する対応を行っておりますが、本要件を満たすと考えてよろしいでしょうか。	ご質問の箇所を「4.運用保守 (4) 障害対応 ウ」として回答します。 そのお考えで問題ありません。
7	機能要件表 全般 ①機能要件表13行目に「【職員】LG-WAN系で動作すること。」という必須要件がございますため、任意要件のうち、LG-WAN系で動作しない（提供出来ない）要件がある場合は、対応不可として記入する必要がある認識でよろしいでしょうか。 ②タブレットでしか利用できない（またはパソコンでしか利用できない）という要件がある場合は、備考欄に対応端末種別（PCのみ等）を記載した上で、対応欄には「△（代替案）」または「×（対応不可）」のどちらを記入すればよろしいでしょうか。	①代替案がなければ、その認識で問題ありません。 ②「△（代替案）」と記入してください。

8	176行目 念のための確認となりますが、当システムでは、旧氏名として登録されている期間に作成した帳票は旧氏名、新氏名として登録されている期間に作成した帳票は新氏名が表示される仕様となりますが、要件を満たすと考えてよろしいでしょうか。（必要に応じて、入力されている氏名について変更を行うことも可能です。）	そのお考えで問題ありません。
9	264行目 『時間帯は各園で自由に設定できること』とありますが、当システムにおいては、一般的に利用すると想定される「10分毎、15分毎、30分毎」での設定が可能な仕様です。 この対応にて全国でも10,000施設を超える施設にて問題なく活用いただけているため、本要件を満たすと考えてよろしいでしょうか。	そのお考えで問題ありません。
10	2.機能要件表（全般） システムの考え方やコンセプトの違いによって、要求されている機能や操作が要となる場合や細微な違いのある画面構成等が要求されている場合、要件内容の主旨を判断した回答を「対応」欄に記載するという認識でよろしいでしょうか。	要件内容の主旨を判断した回答を「備考欄」に記載してください。なお、任意要件については、記載内容に応じて対応可否を本市で修正する場合があります。
11	3.機能要件表（168ページ、共通、操作性要件） 「全ての機能が一つのシステム内で利用可能であり、特定の別システムを利用するような負担がないこと」とございますが、当社では他の専門分野に特化したシステムと一部協業してご提案しております。システム内で簡単に移動ができる場合「○」と記載してもよろしいでしょうか。	システム内で簡単に移動ができる場合においても、全ての機能が一つのシステム内で利用不可であり、また特定の別システムを利用するような負担がある場合においては、「○」には該当しません。
12	4. 機能要件表（193ページ、保護者連絡機能、保護者アプリケーション） 「保護者アプリの利用者を増やす場合は、既に利用している保護者が新規利用ユーザに対して招待メールを送付することで設定できること。」とございますが、当社システムでは保護者が利用者を増やす場合は招待メールを送付する必要がございません。不要の場合は「○」と記載してよろしいでしょうか。	「○」の記載で問題ありません。
13	5. 8. 資格要件について 提案システムの実績でよろしいでしょうか	「本件で提案するシステムを導入した実績」になります。 なお、導入決定済みのものについては、実績数にカウントすることを可とします。